

交野市子ども・子育て支援事業計画骨子（案）

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

- ・ 急速な少子化の進行、待機児童の問題など我が国の現状と法制化等の国の動向
- ・ 新制度の主なポイント

2. 計画の全体像

- ・ 子ども・子育て支援給付
- ・ 地域子ども・子育て支援事業

3. 計画の位置づけと期間

- ・ 他の計画との関係
- ・ 計画期間

第2章 交野市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

1. 人口・少子化の動向

- ・ 交野市の人口の動向のほか、少子化の動向、出生の動向、婚姻・離婚の動向など次世代育成支援後期行動計画に記載の項目を参考に構成

2. 家庭や地域の動向

- ・ 世帯の動向、女性の就労状況など

3. 行政サービス等の状況

- ・ 幼稚園、保育所、認可外保育施設、事業所内保育施設、待機児童、保育サービス等の状況・・・など
- ・ 放課後児童健全育成事業の状況
- ・ 母子保健事業の状況
- ・ 子どもの安全の状況

4. ニーズ調査からみた交野市の子育ての状況

- ・ ニーズ調査の概要
- ・ 各種行政サービスの利用状況

- ・ 仕事と子育ての両立の状況
- ・ 放課後の過ごし方 など

第3章 次世代育成支援後期行動計画の評価と課題

- ・ 次世代育成支援後期行動計画の目標事業量の達成状況
- ・ 達成状況から見える今後の課題

第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

子ども・子育て支援法に基づく基本指針に則しつつも交野市の現状を的確に踏まえ、かつ次世代育成支援行動計画を継承する計画としてふさわしい基本理念を規定

(参考) 次世代育成支援行動計画の基本理念

「子どもいっぱい 元気な “かたの”」

【(参考) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針のポイント】

■子どもの育ちに関する理念

- 子どもの最善の利益が実現される社会をめざすこと。すべての子どもの健やかな育ち（発達）を保障すること
- 自己肯定感をもって育まれることや一人ひとりの個性が活かされることの重要性

■子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義

- 乳幼児期の重要性、乳幼児期の教育の役割及び意義
- 家庭の意義及び役割
- 子育て及び子育てを通じた親育ちの支援の重要性
- 施設における集団での学び・育ちの支援の意義及び役割、並びに専門性・重要性
- 家庭・地域・施設等の連携の重要性等

■社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割

- 社会のあらゆる分野における構成員が子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めることや、ワーク・ライフ・バランスの推進が必要であること

2. 基本的な施策と目標

基本理念を踏まえ、基本的な施策のまとまりを設定し、目標を定める

(例)

- ・ 幼児教育・保育の充実と待機児童の解消
- ・ 子育て・子育て支援
- ・ 親と子の健やかな育ちへの支援・・・など

3. 計画の体系

基本施策と、この計画で推進していく個々の事業項目を関連づけ、子ども・子育て支援にかかる施策と事業の体系を示します。

第5章 事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定（必須記載事項）

【今後検討】

市町村は、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅により容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定することとされている。（小学校区、中学校区、行政区など）

2. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期（必須記載事項）

- ・子ども・子育て支援給付
認定こども園、保育園、幼稚園
- ・地域型保育給付
小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

教育・保育の量の見込みと内容・実施時期

- ・各年度における教育・保育の量の見込み
各年度における各教育・保育提供区域について、認定区分ごとの教育・保育の量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。
- ・実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
認定区分ごと及び特定教育・保育施設または特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容その実施時期 (必須記載事項)

- ・利用者支援事業
- ・放課後児童健全育成事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・病児保育事業
- ・妊婦健診
- ・多様な主体の参入促進事業
- ・時間外保育事業
- ・子育て短期支援事業
- ・養育支援訪問事業
- ・一時預かり事業
- ・子育て援助活動支援事業
- ・実費徴収にかかる補足給付を行う事業

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと内容・実施時期

- ・ **地域子ども・子育て支援事業の量の見込み**
各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。
- ・ **実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期**
地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。

(ア) 時間外保育事業

| (単位：人) | 平成 25 年度 (実績) | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---------|------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ①量の見込み | | 今後検討 | | | | |
| ②確保の内容 | - | | | | | |
| 差 (②-①) | - | | | | | |

(イ) 放課後児童健全育成事業

| (単位：人) | 平成 25 年度 (実績) | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---------|------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ①量の見込み | | 今後検討 | | | | |
| ②確保の内容 | - | | | | | |
| 差 (②-①) | - | | | | | |

(ウ) 子育て短期支援事業

| (単位：人泊) | 平成 25 年度 (実績) | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---------|------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ①量の見込み | | 今後検討 | | | | |
| ②確保の内容 | - | | | | | |
| 差 (②-①) | - | | | | | |

(工) 地域子育て支援拠点事業

| (単位：人回) | 平成 25 年度 (実績) | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---------|------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ①量の見込み | | 今後検討 | | | | |
| ②確保の内容 | — | | | | | |
| 差 (②-①) | — | | | | | |

(才) 一時預かり事業

■幼稚園の預かり保育

| (単位：人日) | 平成 25 年度 (実績) | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---------|------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ①量の見込み | | 今後検討 | | | | |
| ②確保の内容 | — | | | | | |
| 差 (②-①) | — | | | | | |

■2号認定による定期的利用

| (単位：人日) | 平成 25 年度 (実績) | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---------|------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ①量の見込み | | 今後検討 | | | | |
| ②確保の内容 | — | | | | | |
| 差 (②-①) | — | | | | | |

■その他

| (単位：人日) | 平成 25 年度 (実績) | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---------|------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ①量の見込み | | 今後検討 | | | | |
| ②確保の内容 | — | | | | | |
| 差 (②-①) | — | | | | | |

(力) 病児・病後児保育事業

| (単位：人日) | 平成 25 年度 (実績) | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---------|------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ①量の見込み | | 今後検討 | | | | |
| ②確保の内容 | — | | | | | |
| 差 (②-①) | — | | | | | |

(キ) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

| （単位：人日） | 平成 25 年度 （実績） | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---------|------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ①量の見込み | | 今後検討 | | | | |
| ②確保の内容 | — | | | | | |
| 差（②－①） | — | | | | | |

(ク) 利用者支援事業

| （単位：人日） | 平成 25 年度 （実績） | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---------|------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ①量の見込み | | 今後検討 | | | | |
| ②確保の内容 | — | | | | | |
| 差（②－①） | — | | | | | |

(ケ) 妊婦健診

| （単位：人日） | 平成 25 年度 （実績） | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---------|------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ①量の見込み | | 今後検討 | | | | |
| ②確保の内容 | — | | | | | |
| 差（②－①） | — | | | | | |

(コ) 乳児全戸訪問事業

| （単位：人日） | 平成 25 年度 （実績） | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---------|------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ①量の見込み | | 今後検討 | | | | |
| ②確保の内容 | — | | | | | |
| 差（②－①） | — | | | | | |

(サ) 養育支援事業

| （単位：人日） | 平成 25 年度 （実績） | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---------|------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ①量の見込み | | 今後検討 | | | | |
| ②確保の内容 | — | | | | | |
| 差（②－①） | — | | | | | |

4. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容（必須記載事項）

認定こども園の普及に係る基本的考え方を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策を定めることとされている。

5. 産後の休業及び育児休業後の特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
(任意記載事項)

6. 専門的な技術を要する支援に関する都道府県との連携
(任意記載事項)

7. 労働者の職業生活と家庭生活の両立を図るための雇用環境の整備に関する施策との連携
(任意記載事項)

第6章 計画の推進に向けて

1. 計画推進の基本的な考え方

- ・ 待機児童の解消
- ・ 子ども・子育て関連情報の共有化・・・ほか
- ・ 市民協働による取組みの推進

2. 計画の進行管理

- ・ 計画の推進体制
- ・ 計画の進行管理